

ロシア連邦

連邦法

連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の
手順について」第6条および特定のロシア連邦の法令の改正について

2024年11月26日国家院（議会下院）採択

2024年11月27日連邦院（議会上院）承認

第1条

2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」（ロシア連邦法令集、2008、No.18、掲載番号1940；2011、No.47、掲載番号6612；2014、No.6、掲載番号566；No.45、掲載番号6153；2017、No.30、掲載番号4445；2022、No.16、掲載番号2594；No.27、掲載番号4631；No.41、掲載番号6951；2023、No.1、掲載番号24；No.14、掲載番号2384）第6条第46項における「電子プラットフォーム *[の運営者]*」という文言のあとに「、専用電子プラットフォームの運営者」という文言を追加する。

第2条

1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」（ロシア連邦法令集、1996、No.1、掲載番号1；2001、No.33、掲載番号3423；2006、No.31、掲載番号3445；2012、No.53、掲載番号7607；2015、No.27、掲載番号4001；2016、No.27、掲載番号4276；2018、No.53、掲載番号8440；2019、No.16、掲載番号1818；2024、No.33、掲載番号4983）第75条に以下を内容とする第4項を追加する：

「4. 本条が定める規則は、ある会社が、自らのその定款資本金中の参加持分が100%であるような別の法人を吸収することによって行う再編の場合には適用されない。ただし、吸収される側の法人の資産の帳簿価額が吸収する側の会社の資産の帳簿価額の2%以下であり、かつ吸収される側の法人の純資産の価額がその定款資本金額を下回らないことを条件とする。

本項において、吸収する側の会社および吸収される側の法人の資産の帳簿価額、ならびに吸収される側の法人の純資産価額は、吸収する側の会社の取締役会（監査役会）が、本項が定める条件にしたがって再編を行う件が議題に含まれる株主総会の招集に関する決定を採択した日に先立つ最終の会計報告日時点における会計（財務）報告書のデータにもとづいて決められるものとする。」。

第3条

2023年8月4日付連邦法第470-FZ号「経済的に重要な組織である事業体における法人関係の規制の特異事項について」（ロシア連邦法令集、2023、No.32、掲載番号6202；2024、No.1、掲載番号17；No.33、掲載番号4996）に以下の変更を加える：

- 1) 第6条第5項における「2024年12月31日」という文言を「2025年12月31日」という文言に変更する。
- 2) 第7条第6項を以下の文言に変更する：

「6. 本条第1項第1号および第2号に掲げる者は、経済的に重要な組織の株式（定款資本金における持分）または株式（定款資本金における持分）の一部の直接所有に移行する権利を、ロシア連邦の市民（単数および複数）および（または）ロシアの法人（単数および複数）に引き渡すことができる。この場合、権利を引き渡された者（単数および複数）が、その者（単数および複数）に引き渡された権利の範囲において経済的に重要な組織の株主（出資者）となる。」；

3）第13条において：

a) 第4項の、「・・・の場合には」という文言を「もし・・・であれば」という文言に変更し、「上記の」という文言のあとに「自然の」という文言を追加し [「上記の者」という文言を「上記の自然人」という文言に変更し]、かつ以下の文言を最後に追加する：「当該の組織を用いて行われる、後続組織における当該の者の参加の持分は、当該の組織の支配権を有する他の者（そのような者が存在する場合）が経済的に重要な組織の株式（定款資本金における持分）の直接所有に移行する意向を表明していないかぎり、当該の組織の資産に対する寄与分が100%に等しいものとしてこれを定める。本項の規定は、法人格のない外国の組織の支配権を有する者が経済的に重要な組織の株式（定款資本金における持分）の直接所有に移行する時点までに、当該の組織が終了した（清算された）場合にも適用される。」；

b) 以下を内容とする第7項を追加する：

「7. 経済的に重要な組織に対する外国持株会社の株主としての権利の行使を差し止める旨の決定を下した商事裁判所は、本連邦法第5条第2項に掲げる者の申立てにもとづいて、当該の権利の行使を差し止める期間を、本連邦法第6条第5項が定める日より前までに限り、延長することができる。上記の申立ての審議は、本連邦法第5条が定める手順にしたがって商事裁判所が行う。この際、権利の行使を差し止める事由となった、商事裁判所のしかるべき決定によって確定されている状況は、再度の立証の対象とはされない。当該の申立ての審議の結果にもとづいて裁定が下される。」。

第4条

1. 本連邦法はそれが公布された日をもって発効する。

2. 2023年8月4日付連邦法第470-FZ号「経済的に重要な組織である事業体における法人関係の規制における特異事項について」第7条第6項の規定（本連邦法の改訂版による）は、2023年9月4日以降に発生した権利関係に対して適用される。

ロシア連邦大統領 V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2024年11月30日

第446-FZ号